

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊豆の国市長 山下 正行

市町村名 (市町村コード)	伊豆の国市 (222259)
地域名 (地域内農業集落名)	韮山地区 (奈古谷・長崎・原木・多田・四日町・土手和田・山木・金谷・寺家・中条・南条・内中・中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年10月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、韮山の平坦部に位置し、狩野川右岸、柿沢川左岸一帯に広がる水田地帯である。地区全体で実施された県営ほ場整備事業や地区北部で実施された県営湛水防除事業等により基盤整備が完了した集団的な優良農地となっており、いちごやミニトマト等の施設園芸を主体に、水稻などの生産が行われている。また、他産業から農業を志す新規就農者(ニューファーマー)が増加しており、担い手として活躍している。施設園芸と水田が混在している地域のため、分散する担い手の農地を集約化することが難しいが、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、引き続き新規就農者を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

具体的には、以下の課題が出された。

(農地集積・集約に関すること)

- ・水利や地力の差があり、交換や集約は難しい。
- ・施設園芸の水稻をそれぞれ集約すると水田の貯水機能が減少し、水害につながる。

(農業水利施設に関すること)

- ・コンクリートを畦畔撤去して集約
- ・排水不良のため、暗渠整備が必要。
- ・パイプライン化
- ・用水利用者の減少により、排水路の土砂撤去や雑草管理、用水路管理は不十分であり、管理の徹底が必要。

(経営体の確保・育成)

- ・農産物の価格が低く、燃油、資材、人件費等のコストが増え、経営を維持することが困難。
- ・米農家の農業経営に明るい未来が見えないため経営を継承していくことが困難。
- ・農機具を貸し出す業者が必要。定年後の新規就農の軽減負担にできる。
- ・農地と一緒に農機具も貸し出す仕組みが必要。

【地域の基礎的データ】

主な作物: 水稻、イチゴ、ミニトマト

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備が完了した集団的な農地であり、生産性の高い経営を行う条件が整っている。今後も水田農業の維持・発展を図るため、水利施設の機能保全、湛水防除事業等を進めつつ、米づくりといちご、ミニトマト等の生産の定着・拡大を推進する。

地域内外から農地を利用する新規就農者を積極的に受入れ、地域の特産物であるイチゴ・ミニトマトの生産を維持していくとともに、地区内外の農業を担う者で受入れ可能な方により、稲作を中心にできる限り農地を維持していく。

さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	388	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	388	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	-	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
各地区の農業委員を主体に農地利用最適化推進委員と協力し、意向調査等を実施し、土地の自然条件、農用地の保有、利用状況、農業の実施状況等を把握し、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農業法人等の担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
ほ場区画の大型化による生産基盤条件の形成を生かし、有効利用や農地の集積・集約化を促進するため、地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、担い手農業者が連坦的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
県営ほ場整備事業、県営及び団体営かんがい排水事業、県営土地改良総合整備事業等により基盤整備を実施した、集団的な優良農地が広がる水田地帯である。 今後も農業生産性の維持・向上と農業経営の安定化を図るため、用水路・農道の整備を進めるなど担い手のニーズ(畦畔撤去による狭小区画の解消など)を踏まえ、必要な際は、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、基盤整備を実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
静岡県や静岡県農業振興公社、地元農家等との連携の下、「がんばる新農業人支援事業」等の積極的な活用により、イチゴ、ミニトマトの研修生を受入れを進め、JAと連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、就農して間もない青年等であっても一定の所得が確保でき、安定的な経営を行えるよう支援体制をより充実していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻栽培における植付から収穫に係る作業について、受託組織や地域の担い手への委託により合理化を図り、遊休農地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、有害鳥獣駆除などの対策を効果的に実施する。
- ②米のブランド化や米価を上げる取り組みとして有機農業を推進していく。有機農業と慣行農業の共存を目指すため、課題を把握し、検討を行う。
- ③水田において、ドローンを活用した共同防除などによるスマート農業を展開し、効率性を上げる。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、農作業用の駐車場などの農業用施設の集約化を進める。